

PATENT Attorney[®]

パテント・アトニー

弁理士は知的財産権を社会に活かすパートナー

- 弁理士風土記^{シリーズ}
- 特許庁からのお知らせ
- 知的財産権 立見席
- 知的財産権 豆知識
- 日本弁理士会からのお知らせ

特集 知的財産関連の悪質商法に
ご注意!! (前編)

ヒット商品を支えた知的財産権
激辛の味付けでカラスを撃退する「ゴミ袋」
「破れんゾウ」



春

号

日本弁理士会広報誌

2004

シリーズ
9
弁理士風土記
(群馬県)

▼事務所屋上からの榛名山展望



私の事務所は前橋市の郊外にあり、3階建ての事務所屋上に上がると、周囲に高い建物は殆ど無く、360度自然の視界が楽しめ、特に赤城山・榛名山が良く見えます。また、事務所近くの田んぼからは、田植えの頃にはカエルの声が聞

こえて来ます。群馬県は、単位人口当たりの自動車保有台数が日本一という車依存度が高い県で、私の事務所に来所するお客様は、皆さん車を利用されており、群馬では駅の近くが必ずしも良い立地とはいえません。

さらに、地元に着した活動という観点から、学校のPTA活動(過去PTA会長を計4年・4月からは中学校のPTA会長と高校のPTA副会長予定)及び地元前橋市の商工会議所活動に積極的に取り組んでいきます。

特に、平成12年度には地元の前橋商工会議所青年部会長として、前橋まつり・花火大会・ローズクイーンコンテスト・観光協会・国際交流等地元の産業活性化のために全力で取り組みました。

今後とも、公私共に郷土群馬と一心同体となつて全力でとりくんでいきたいと思ひます。

(羽鳥国際特許
商標事務所
弁理士羽鳥 亘)



▲事務所屋上からの赤城山展望

群馬県には、上毛三山と言われている赤城山・榛名山・妙義山の他、浅間山・谷川岳等多数の山々があり、冬季にはこれらの山々に雪を降らせた後の風が利根川に沿って一気に吹き出し、有名な「からっ風」と呼ばれる強い風が吹きます。また、これらの山間には、伊香保温泉・水上温泉・草津温泉等の温泉や自然に恵まれた多数の観光地があります。

左写真は、これらの観光地の一つで、ファミリーでも簡単に溪流釣りが楽しめる群馬県利根村にある「日本イワナセンター」で、岩魚を釣り上げた時の写真です。



▲日本イワナセンターにて筆者

私は、昭和62年の独立開業以来一貫して「群馬で生まれ群馬で育った地元弁理士」として、知的財産権を通じて郷土群馬の産業発展に全力を傾注する事を事務所の基本方針にしています。また、地元弁理士として、群馬県知的所有権センター及び前橋商工会議所で無料発明相談を担当しており、さらに、発明協会分会顧問をしている渋川及び藤岡の発明展では、毎年「羽鳥特許事務所所長賞」を出しています。

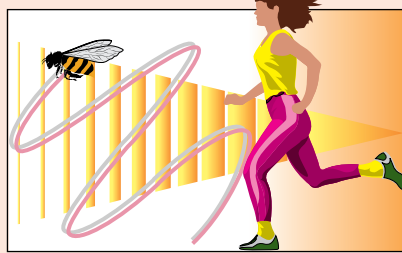
私の事務所では群馬県内約1,000の中小企業及び個人と、2つの大企業の仕事をさせて頂いておりますが、応接室にはパソコンを置き即座にIPDLやPATOLISで調査をし、その結果を基に打合せを行う迅速対応を心がけており好評を得ています。

知的財産権
立見席

アミノ酸系飲料

健康・ダイエット・元気などをうたい文句にしたアミノ酸系飲料はコンビニ、スーパーの飲料水の棚の主役。スポーツの季節の到来とともに売れ行きはウナギ昇りとなる。棚で目に付くアミノ酸系飲料は実に多彩である。ビタミンとともにアミノ酸が体に良いことは古くから知られている。だが、感心し、驚いたのは理化学研究所を訪れた時のこと。研究材料を求めて野山を駆け巡る研究者が、スズメバチの生態を注意深く観察したことから数種のアミノ酸が元気の元でダイエットの効果を持つことがわかった。

観察するとスズメバチの幼虫は肉食で親が運んできた肉団子をもらうとともに親に透明な液体を渡していたという。スズメバチの親は食道が細く、肉を飲み込める状態ではない。それにもかかわらず人間で言えば東京から名古屋あたりまで毎日出かけていって狩をするスタミナがある。このスタミナの源は、親スズメバチが貰う透明の液体に秘密があるはずと分析し、アミノ酸のミクスチャーである



ことを見つけたと研究者はいうのだ。この成分をマウスに飲ませ流水プールで泳がせると、泳ぐ時間が違ってスタミナがあることがわかった。さらに分析を重ね、筋肉疲労を起こす乳酸値が小さく、血糖値の減少も少なく、体に蓄えている脂肪を燃焼させることでエネルギーを出す現象が明らかとなっていた。すでに、この頃特許出願(1989年)された状態であった。

だが、この効果を発揮するためには清涼飲料水の缶あたり2gから3gの原料が必要で製造コストの面で課題があったこと、飲みやすさに問題があったことなどから製品化に壁が塞がっていた。この壁を明治乳業が破って製品化し、プームの火付け役となったわけだ。

(T.K)

特集

知的財産関連の 悪質商法にご注意!!

前編

知的財産の関心が高まる中、企業経営者、市民発明家などを狙った悪質商法が蔓延しています。

知的財産には、経済発展の切り札としての期待が高いばかりか、「発明が当れば一攫千金」といった夢があるため、多くの企業経営者や発明家が知的財産制度に関心を持ち利用しています。

しかしながら、知的財産に関する法律や手続は複雑で情報も少ないことなどから、悪徳業者の格好の隠れ蓑となっているのも事実です。悪徳業者の言葉巧みな勧誘にのせられて、知らない間に被害に遭ってしまうケースが多発しています。

残念ながらこのような悪質商法は、必ずしも法律違反として取り締まれるものばかりではありません。くれぐれもご注意ください。

1. 出願時

①【ニセ弁理士】

特許○○士、知的所有権○○士、著作権○○○などがありますが、これらの者から産業財産権や著作権の申請に関する書類作成を業として請け負う旨の勧誘があります。このような行為は弁理士法やその他の資格者法に定められた違法行為の可能性が極めて高いものです。

これらの者には守秘義務がなく、手続を行うための高度な知見、権利の運用に関する管理能力がありません。安心して委任することができないばかりか無駄な費用を支払うことになります。

②【会員制無料相談】

民間業者の中には、「無料発明相談」の広告で顧客を勧誘しているケースがありますが、相談を受ける条件として入会金を強要されたり、コンサルタント契約を強要されたり、言葉巧みに出願を促しニセ弁理士行為に及ぶこともあります。無料相談が転じて高い費用を支払うことになる場合があります。

この人達は、専門家ではありませんから法律にも申請手続にも詳しくなく、結果的に満足のいくサービスを受けることができませぬ。弁理士の行う無料相談を上手にご活用ください。

③【著作権登録商法】

発明や商品名など、本来なら産業財産権で保護されるものを著作権で保護するとして比較的安価な料金で申請登録させたり、書籍に掲載して著作物の発行を証明する商法が蔓延しています。

著作権では発明や商品名は全く保護されず、さらには新規性が喪失して産業財産権の保護が受けられなくなったり、盗用

される危険性もあります。当会では詐欺商法として告発しています。

2. 公報発行時または登録時

④【コピーサービス】

特許庁から公報が発行されると同時に「良い記念になる」、「売り込みには公報が必要になる」などの勧誘DMを送り付ける業者がいます。単なるコピーサービスであるにもかかわらず、コピー代金とは到底考えられないような高額な費用請求をします。

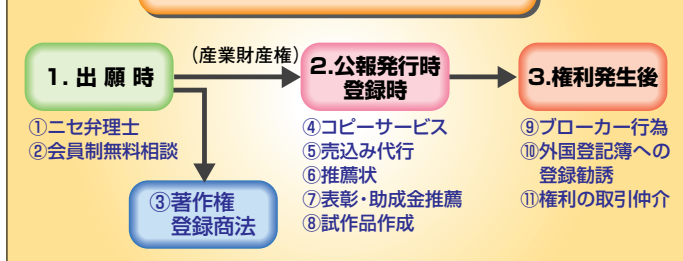
⑤【売り込み代行】

企業に売り込む方法を持たない市民発明家を対象として、主にDMによって勧誘がなされます。多くの場合、特許庁から公報が発行され

ると同時にDMが市民発明家のもとに届けられます。「売り込み代行」とは、発明家の出願内容を企業に直接紹介したり、業者が発行する書籍、電子媒体に出願内容を掲載して広告するものです。

このような売り込みをしてもほとんどの場合成果は上がりません。企業では、自社に有用な発明を絶えずサーチしていますので、本当に必要なものなら企業から発明者に直接連絡があります。

悪質商法の発生時と種類



以上で被害を受けたり、変だなど思ったときには、日本弁理士会(電話03-3581-1211)までご連絡ください。(「パテント・アトニー」夏号に続く) (日本弁理士会 平成15年度業務対策委員会委員長 井澤洵)

特許庁からのお知らせ

審査請求料及び特許料の減免制度を利用することのできる対象者の拡大について。

特許権を取得するには、特許庁に出願し、出願から3年以内に審査請求を行い特許性の有無について審査官の審査を受け、審査結果が特許性有りであれば特許権の設定の登録を行う、という手続が必要です。それぞれの手続では、「出願手数料」、「審査請求料」、「特許料」という料金を特許庁に納付することとなっていますが、このうち「審査請求料」と「特許料」については、納付者が法律に定める要件を満たしている場合、減免制度を利用することができます。この料金減免制度を利用可能な対象者は、平成16年4月1日以降に納付する料金から、次のように拡大されます。

- ① 軽減対象となる「資力に乏しい法人」の要件のうち、「設立5年以内」を「設立10年以内」に緩和
- ② 中小企業の研究開発を支援する次の三法における認定事業等に関連した出願を行う中小企業を軽減対象に追加
 - ・ 中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法の認定事業
 - ・ 新事業創出促進法に基づく中小企業技術革新制度(SBIR)の補助金等交付事業
 - ・ 中小企業経営革新支援法の承認計画に係る研究開発事業
- ③ 地方公共団体の試験研究機関(公設試験研究機関)を軽減対象に追加
- ④ 減免対象の中小企業等と他社との共同出願の場合にも、それぞれの持分に応じて料金減免を適用

◆改正の詳細については、特許庁ホームページ(<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>)の「出願から審査、審判、登録まで(手続に必要な料金)」をご覧ください。ご不明な点がありましたら、特許庁総務部総務課調整班(03-3581-1101(代)/内線2105)までお問い合わせ下さい。

ヒット商品を支えた知的財産権

激辛の味付けでカラスを撃退するゴミ袋

「破れんゾウ」

特許公開番号
特開2003-120600号
商標登録第4684067号



VOL. 33

近年、カラスの増加によるさまざまな被害が社会問題となっている。カラスは有害鳥獣として狩猟鳥に指定されているが、罾を見破るほど賢い鳥で、捕獲は難しい。都市のカラス対策で最も有効なのは、餌である生ごみを食べられないようにすることだ。

プラスチック樹脂メーカーのミツギロンが開発したごみ袋「破れんゾウ」は、カラスが嫌う天然唐辛子濃縮液カプサイシンをラミコートした、強度に優れた製品である。一般のごみ袋は筒状にフィルムをつくりながら、熱着してカットするのに対し、「破れんゾウ」はポリエチレン樹脂の極薄フィルムをカットした延伸ヤーンを筒状に編み、カプサイシンをラミコート、底を縫製して袋にする。さらにカプサイシンが利用者の肌に触れないように、裏返してラミコート面を内側にする。

カラスは嗅覚が鈍い反面、視覚と味覚は人間の3倍鋭いという。「破れんゾウ」は、カラスが懸命につづいても小さな穴しか開けられない上に、カプサイシンで激辛の味付けが施されているため、中の生ごみを食べられない。その効果は、カラス博士として知られる宇都宮大学農学部・杉田昭栄教授の実験でも認められ、多くのマスコミで取りあげられた。カラス撃退の決定打として、対策に頭を悩ます自治体からの問い合わせも殺到したという。

この製品は「動物忌避機能付きごみ袋」として特許が出願されている。カラスだけでなくネズミや猫の被害にも有効で、種初などの保存用の袋として、農業

関係者にも注目されている。またその技術とアイデアに着目した自治体から、在宅介護用ゴミ袋の開発の引き合いもあつた。

「破れんゾウ」の開発は「新しい技術というより、知恵です」と言う同社社長の森本重男氏は「物づくりは遊び心でやるほうが面白い。発明者はみんな、特許を申請した時は爆発的に売れるという夢も抱いています」と発明の醍醐味を語る。ミツギロンでは、樹脂加工のさまざまな技術を利用して、風呂清掃ブーツなどユニークなヒット商品を生みだしてきた。こうした開発・成果のほとんどについて、特許をはじめとする知的財産権を申請取得している。「中小企業にとつて、知的財産権は会社を守るために非常に重要なもの」と森本氏が知財を重視する背景には、製造コストの低い海外製品による価格破壊の脅威もある。複雑な製造工程で、一般のゴミ袋より単価の高い「破れんゾウ」は、知的財産権によつて市場での優位性を確保している。

(取材協力 株式会社ミツギロン)

知的財産権豆知識

キャッチフレーズと商標

商標は、商品や役務を取り引きするときの目印です。そこで、商標法は「取引の目印・識別標識」として機能しない商標は登録されないものと規定しています。

一般にキャッチフレーズは上記規定に該当し、登録されません。しかし、何がキャ

ッチフレーズで、何が「目印となる商標」であるかの判別は極めて困難です。「大人の女は美しい」は登録され、「20才のおしゃれ」(共に指定商品「被服」)は拒絶されています。また同じ言葉であっても、表示の仕方によつて、「目印」と認識される場合もあれば、「キャッチフレーズ」と認識される場合もあります。そこで、裁判所では「登録商標と同一の商標を使用しても「商品の目印」とならない使用方法の場合は、商標権侵害に当たらない」と解釈されています。

話題になった商標「阪神優勝」。第三者が商品の目印として洋服の襟ネームやタグに表示すれば商標権侵害となり

ますが、阪神優勝を祝う言葉(キャッチフレーズ)として使用した場合は、商品の「目印」ではないので、侵害とはならないと考えられます。

「がんばれ日本」という商標が印刷物について登録されているが、JOCがポスターに「ガンバレニッポン」と表示できるのは、この表示も商品を取り引きする際の目印ではないからです。

(弁理士 峯 唯夫)



7月1日は
弁理士の日

日本弁理士会からのお知らせ

- 「特許・意匠・商標なんでも110番」
特許、実用新案、意匠、商標等について、弁理士が無料で相談に応じます。(月～金)
- 弁理士の仕事や特許制度を易しく解説したパンフレット(無料)やビデオ(有料)があります。
- お問い合わせは下記まで
日本弁理士会(広報課) Tel 03-3519-2361
日本弁理士会大阪分室 Tel 06-6775-8200
日本弁理士会名古屋分室 Tel 052-211-3110

◎パテント・アトニー NO.1
NO.30まで掲載されて好評の「ヒット商品を支えた知的財産権」が一冊の本になりました。

ヒット商品はこうして生れた!
「ヒット商品を支えた知的財産権」

パテント・アトニー
平成16年3月22日発行 第33号 無断転載禁止
編集/日本弁理士会広報センター
発行/日本弁理士会
東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100-0013
電話 03-3581-1211(代)
FAX 03-3581-9188
http://www.jpaa.or.jp
「PATENT ATTORNEY」は「弁理士」のことです。

JPAA
JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION
日本弁理士会

2100
古紙配合率100%再生紙を使用しています。

PRINTED WITH SOY INK™